

## 鳥取県立美術館オフィシャルパートナーについて

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県立美術館（以下「美術館」という。）の趣旨に賛同する法人その他の団体（以下「企業等」という。）が、美術館及び美術館関連事業（以下「美術館事業」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものです。

### (協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が、鳥取県立美術館パートナーズ株式会社（以下「パートナーズ」という。）に対して行う次に掲げる行為とします。

資金協賛：美術館事業に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

2 企業等が行う協賛を以下のとおり定義します。

団体協賛：企業等が行う協賛のことをいいます。

3 第1項に掲げる協賛金の提供は、以下のとおりとします。

プラチナ：3,000,000円

ゴールド：1,000,000円

シルバー：500,000円

ブロンズ：50,000円/口 上限450,000円まで

4 第1項以外の内容で協賛希望がある場合は、企業等とパートナーズが協議して決定します。

### (募集期間)

第3条 募集期間は、令和7年10月1日からとします。

2 令和8年度以降は、年度ごとに期間を区切り募集します。

### (協賛依頼の対象者)

第4条 パートナーズは、美術館の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼します。

### (協賛の申込等)

第5条 協賛をお申し出いただける場合は、以下の協賛申込書（以下「申込書」という。）をパートナーズ宛てにご提出ください。

【様式第1号】鳥取県立美術館 協賛申込書

2 パートナーズは、申込書の提出があった場合、第9条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、企業等に対し書面により受理した旨を通知します。

### (協賛金の振込等)

第6条 資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、パートナーズが指定する口座に協賛しようとする金額を原則として一括して納付ください。ただし、協賛金を分割して納付することもできます。

- 2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えさせていただきます。ただし、パートナーズは、企業等の希望により、協賛金の領収書を発行することもできます。

(協賛の特典等)

第7条 前条第1項の規定により協賛を行った企業等に対する特典は、【別表1】「団体協賛特典一覧」のとおりとします。

- 2 パートナーズは、前項に規定する協賛の特典以外に、必要に応じ、特典を追加することもあります。
- 3 協賛特典は令和9年3月31日までとします。
- 4 令和9年4月1日以降の特典については、年度ごとに協賛いただいた企業等へ行きます。引き続き協賛をご希望される場合は、年度ごとに申し込みが必要です。

(協賛金の使途)

第8条 協賛金は、次の各号に掲げるいずれかの経費に充てるものとします。

- (1) 美術館を広く周知するために要する経費
- (2) 美術館運営実施に要する経費
- (3) その他美術館の運営に付随する経費で必要と認められるもの

(協賛申込の不受理等)

第9条 パートナーズは、申込書を提出した企業等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、企業等に対しその旨通知します。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は美術館を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
  - (3) 法令又は公序良俗に反する者
  - (4) 美術館について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
  - (5) その他パートナーズが不相当と判断する者
- 2 パートナーズは、第5条第2項により協賛の申込を受理された企業等が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、企業等に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金を返戻します。

附則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

## [別表1]

## ○団体協賛特典一覧

協賛特典	協賛金額				備考
	300万円	100万円	50万円	5万円/口 ※上限45万円まで	
協賛者の呼称の使用 公式ロゴ・シンボルマ ークの使用	○	○	○	○	・公式ロゴ・シンボルマ ークデータ・マニュアル は別途提供
公式ウェブサイト への企業等名の掲載	○	○	○	○	・掲載順は金額の高い順 (同額の場合は申込順)
企業等ホームページ へのリンク	○	○	○	○	
公式 SNS での 企業等名の紹介	○	○	○	○	・1企業等につき1回以 上
刊行物への企業等名の 掲載	○	○	○	○	・掲載順は金額の高い順 (同額の場合は申込順)
館内芳名プレート掲出	○	○	○		
PR チラシ、報告書等 の企業等名等の掲載	○	○			・掲載順は金額の高い順 (同額の場合は申込順)
企画展招待券	60枚	20枚			
学芸員企画展特別ツア ー	2回	1回			
企画展内覧会招待 (図録付き)	6枚	4枚			

(注) 特典内容に変更が生じる場合があります。

申込先:鳥取県立美術館パートナーズ株式会社  
メール:partner@tottori-moa.jp

【様式第1号】

鳥取県立美術館 協賛申込書

年 月 日

鳥取県立美術館パートナーズ株式会社

住所又は所在地  
企業・団体名  
代表者(役職・氏名)

鳥取県立美術館に対して、下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛の形態及び内容 (該当する形態の□にレ(チェック)を入れ、協賛の内容を記載してください。)

資金協賛口数・金額	<input type="checkbox"/> 300万円 <input type="checkbox"/> 100万円 <input type="checkbox"/> 50万円 <input type="checkbox"/> 1口5万円 × <u>      </u> 口 = <u>      </u> 万円
入金方法	振込 山陰合同銀行 倉吉支店 普通預金 4531331 トットリケンリツビジュツカンキョウサンキン ※振込手数料は、貴企業等にてご負担をお願いします
入金時期	<input type="checkbox"/> パートナーズが送付する協賛申込受理書受領後、速やかに(おおむね1か月程度)。 <input type="checkbox"/> <u>      </u> 月 <u>      </u> 日 頃 ※時期の指定がある場合、およその時期をこちらに記入してください。

2 協賛者名等

公式ホームページ等で紹介させていただく際に使用する協賛企業・団体名、ホームページURLを御記入ください。

協賛企業・団体名 ※紹介の際に使用する名称	
ホームページURL	

[御担当者について]

所属	
役職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	